株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目4番44号

# 株式会社横河ブリッジホールディングス

代表取締役社長 藤 井 久 司

# 第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日(火曜日)午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日** 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- 2.場 所 千葉県船橋市山野町47番地1 横河ウエストビル 4階会議室 (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。)
- 3. 会議の目的事項
  - 報告事項 1.第153期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2.第153期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(http://www.ybhd.co.jp/)において周知させていただきます。

# 事 業 報 告

【 平成28年4月1日から 】 平成29年3月31日まで 】

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、英国のEU離脱に代表される保護主義の広がりや世界的な地政学リスクの高まりなど、様々な円高圧力の影響を受けつつも、企業収益や雇用環境に改善の傾向がみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら個人消費が横這いから脱することができないなど、総じて力強さに欠ける展開が続きました。

公共事業予算全体は経済対策としての補正予算により前期を上回りましたものの、当社 グループの主力事業であります国内新設橋梁の発注量につきましては、大型プロジェクト の減少などにより低迷が続きました。

当社グループにおきましては、平成28年4月22日、株式会社横河ブリッジが施工する新名神高速道路の工事現場で重大事故が発生いたしました。架設中の橋桁が国道176号上に落下し、工事関係者10名の方々が死傷されました。また、2ヶ月半に亘り国道が通行止めとなり、多くの方々にご迷惑とご不便をおかけいたしました。当社グループは当該事故への対応を最優先事項と位置付け、被災されました方々への対応と現場の復旧などに注力してまいりました。

このような状況のもと、当期の受注高は1,137億3千万円(前期比113億円減)と減少いたしましたが目標の1,060億円を達成し、過去最高の前期に次ぐ実績とすることができました。売上高は1,134億6千万円(同76億8千万円増)、営業利益は80億2千万円(同11億1千万円増)、経常利益は81億3千万円(同11億5千万円増)となり、エンジニアリング関連事業の伸長により売上高と営業利益は過去最高を更新いたしました。特別利益として固定資産売却益17億2千万円、特別損失として事故関連損失42億1千万円などを計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は43億円(同8千万円減)となりました。以下事業別の概況につきましてご報告申し上げます。

## (橋梁事業)

橋梁事業の事業環境につきましては、大型プロジェクトが減少する中で、一部案件の発注が翌期にずれ込むなどの状況が重なりましたため、国内新設橋梁の発注量は昭和38年以降で最低の水準となりました。このような状況のもと、新設橋梁の受注につきましては、第3四半期までは伸び悩みましたが、第4四半期で大型工事の受注を積み重ねることができました。また熊本地震で損傷しました橋梁の復旧も含め、大型の補修・補強工事の受注

が重なりましたため、橋梁保全事業の受注高は過去最高の水準となりました。その結果、 橋梁事業全体の受注高は622億1千万円(前期比173億5千万円減)となり、過去最高の前 期実績からは大きく減少しましたが、目標の555億円を達成いたしました。

主な受注工事といたしましては、国内新設工事は、北海道開発局・新別保大橋、中部地方整備局・飛島大橋右岸、関広見インターチェンジ西本線橋、東日本高速道路・国分地区歩道橋、中日本高速道路・新駒門東第三高架橋、新駒門東第一高架橋他2橋、山形県・羽黒山橋、群馬県・新鏑川橋その1、山梨県・蛭沢川橋、熊本市・花園高架2号橋など、保全工事は、近畿地方整備局・淀川大橋床版取替、東日本高速道路・仙台東部道路耐震補強、西日本高速道路・熊本地震応急復旧その1、首都高速道路・上部工補強2-204、本州四国連絡高速道路・南備讃瀬戸大橋他耐震補強などであります。

業績につきましては橋桁落下事故による上期の落ち込みを取り戻せず、売上高は650億7千万円(同33億6千万円減)、営業利益は38億4千万円(同7億6千万円減)の減収減益となりました。主な売上工事といたしましては、国内新設工事は、関東地方整備局・常葉川橋、首都高速道路・HM11~13工区、横浜環状北線YK41その2工区、茨城県・幸久大橋、中日本高速道路・高森第二高架橋他4橋、中部地方整備局・霞4号幹線5-1工区、杭瀬川橋、四国地方整備局・国分川橋、西日本高速道路・浦添西原線1号橋他1橋など、保全工事は、東海旅客鉄道・東海道新幹線大規模改修、西日本高速道路・関門橋補剛桁補修(Ⅲ期)、熊本地震応急復旧その1などであります。

## (エンジニアリング関連事業)

エンジニアリング関連事業につきましては、物流倉庫などの旺盛な需要が継続しましたため、システム建築事業の受注が7期連続で伸長いたしました。また、土木関連事業もシールドトンネル用セグメントの受注により前期実績を上回りましたため、エンジニアリング関連事業全体の受注高は463億1千万円(前期比39億4千万円増)と増加いたしました。業績につきましてはシステム建築事業が前期を上回り、さらにシールドトンネル用セグメント、防潮堤などの土木関連事業が大幅な増収となりました。そのため、売上高は428億6千万円(同89億3千万円増)、営業利益は40億7千万円(同14億3千万円増)と、それぞれ過去最高を更新いたしました。

## (先端技術事業)

先端技術事業につきましては、精密機器製造事業の受注が好調に推移しましたため、受注高は52億円(前期比21億1千万円増)、売上高は47億5千万円(同21億円増)、営業利益は7億9千万円(同3億5千万円増)とそれぞれ前期を大幅に上回り、過去最高の実績となりました。

# (不動産事業)

不動産事業につきましては、売上高は前期とほぼ同額の7億7千万円、営業利益も横這いの3億2千万円(前期比4千万円減)となり、当期も安定的な収入と利益を確保いたしました。

(注)本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

## 企業集団の受注高及び売上高

(単位:百万円、%)

	\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>			八		受	<u> </u>	È	高	<b>デ</b>	Ē J	上 高
	区 分			金	額	金額	頁比率	金	額	金額比率		
橋	j	梨	事	į.	業		62, 214		55		65, 072	57
エン	/ジニ	アリ	ング	関連	事業		46, 318		41		42,860	38
先	端	技	術	事	業		5, 205		4		4, 754	4
不	動	産	5	事	業		_		_		774	1
	合			計		1	13, 738		100		113, 461	100

## 1-2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当社は、グループ全体の運転資金の調達を安全かつ効率的に行うため、総額70億円のコミットメントライン契約、総額120億円の当座貸越契約、および総額66億6千万円の長期借入契約を取引銀行等と締結し、また国内無担保普通社債25億5千万円を発行しております。

当期末現在の借入金総額は、前期末と比較して45億6千万円増加し、114億6千万円となりました。

- (2) 設備投資の状況
  - ①当期中に完成した主要設備

橋 梁 事 業 : 大阪工場 生産設備の増設 エンジニアリング関連事業 : 千葉工場 事務所棟の増設

②当期の投資総額は33億4千万円であり、自己資金および金融機関からの借り入れにて賄っております。

# 1-3 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円、1株当たりは円)

	区			分	平成25年度 (第150期)	平成26年度 (第151期)	平成27年度 (第152期)	平成28年度 (第153期)
受		注		高	103, 335	102, 732	125, 042	113, 738
売		上		高	88, 212	102, 753	105, 777	113, 461
営	業		利	益	6, 528	6, 401	6, 904	8, 020
経	常		利	益	6, 584	6, 603	6, 974	8, 131
親组	会社株主に	帰属す	る当期	期純利益	4, 288	4, 210	4, 386	4, 304
1	株当た	り当	期糾	1 利益	99. 50	98. 40	103. 19	102. 98
総		資		産	104, 016	116, 737	114, 919	128, 156
純		資		産	59, 572	64, 190	65, 553	69, 857
1	株 当 7	たり	純	資 産	1, 370. 27	1, 485. 09	1, 532. 44	1, 650. 17

### 1-4 企業集団の対処すべき課題

当社グループは平成28年度を初年度とします3ヵ年の第4次中期経営計画を策定し、最終年度の業績目標を売上高1,250億円、営業利益75億円、1株当たり当期純利益125円といたしました。これらの数値目標につきましては、受注が好調に推移しましたため1年前倒しの平成29年度に達成できる見込みとなりました。しかしながら、具体的な経営戦略として掲げました高速道路の大規模更新・大規模修繕事業への取組み、システム建築事業の営業体制強化などはまだ緒についたばかりでございますので、これら事業別課題への取組みを継続しながら、次の第5次中期経営計画策定の準備に着手してまいります。

加えて平成29年度からは過重労働問題の解決に向けた取組みも鋭意進めてまいります。 建設業の過重労働問題につきましては、自助努力だけでは解決し難い部分もございます が、当社グループの持続可能性を確保するためにも、現場支援体制の強化、IT投資に よる業務効率化、発注者への働きかけなど様々な角度からの対策を講じてまいります。

最後に新名神高速道路橋桁落下事故につきまして、お亡くなりになられた2名の方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様に心よりお詫び申し上げます。そして負傷されました8名の方々に深くお詫び申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。また近隣住民の方々にも多大なるご迷惑、ご不便をお掛けいたし、誠に申し訳ございません。株主の皆様をはじめ、関係各位には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。現場では二重三重の安全対策を施し、再製作した橋桁を慎重に架設しているところでございますが、工事が完遂するまで気を抜かず、安全かつ確実に作業を進めてまいります。当社グループはこの事故を決して風化させず、工事の安全が何よりも優先するということを常に強く認識し、全国すべての現場において安全施工を徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

# 1-5 企業集団の主要な事業(平成29年3月31日現在)

	事	業		主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
橋	梁	事	業	新設橋梁の設計・製作・現場施工 既設橋梁の維持補修・保全 橋梁周辺事業としての鋼構造物・PC構造物・複合構造物の設計・製作・現場施工
工関	ン ジ ニ 連	ア リ ン 事	グ業	システム建築(商品名:yess建築)の設計・製作・現場施工トンネル用セグメントなどの土木関連工事の設計・製作海洋構造物、港湾構造物の設計・製作可動建築システム(商品名:YMA)の設計・製作・現場施工超高層ビル鉄骨等の現場施工PC構造物の設計・製作・現場施工大陽光発電システムの現場据付水処理装置(商品名:アクオン、パラクリンなど)の設計・製作・現場据付鋼板遮水システムの設計・製作・現場施工
先	端技	術 事	業	液晶パネル製造装置等向けの高精密フレームの構造解析・設計・製缶・精密加工、 その他の構造解析、情報処理、ソフトウェアの開発および販売
不	動	崔 事	業	不動産賃貸事業 人材派遣業

# 1-6 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況(平成29年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業所

当社	本 社	東京都港区
	総合技術研究所	千葉市
株式会社横河ブリッジ	本 社	千葉県船橋市
	大阪事業場	堺市
	工場	大阪工場 (堺市) いずみ工場 (大阪府和泉市)
	営 業 所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島 市、福岡市、沖縄県那覇市
	機材センター	利根機材センター (茨城県古河市) 播磨機材センター (兵庫県加西市)
株式会社横河システム建築	本 社	千葉県浦安市
	工場	千葉工場(千葉県袖ケ浦市)
	営 業 所	仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市
株式会社横河住金ブリッジ	本 社	茨城県神栖市
	工場	鹿島工場 (茨城県神栖市)
	営 業 所	仙台市、千葉県浦安市、名古屋市、大阪市、兵庫県 尼崎市、広島市、福岡市
株式会社楢崎製作所	本 社	北海道室蘭市
	工場	室蘭工場 (北海道室蘭市)
	営 業 所	札幌市、仙台市
株式会社横河技術情報	本 社	千葉県浦安市
株式会社横河ニューライフ	本 社	東京都港区
株式会社ワイ・シー・イー	本 社	千葉県浦安市

# (2) 従業員の状況

# ① 企業集団の従業員の状況

区	分	従業員数
橋 梁 事	事 業	1,091名
エンジニアリンク	`関連事業	430名
先 端 技 術	事 業	72名
不 動 産	事 業	36名
全 社 ( 共	通 )	34名
合	計	1,663名(前期末比14名増)

# ② 当社の従業員の状況

区	分	従業員数	平	均	年	齢	平均	勤	続	年	数
合	計	38名(前期末比4名減)			42歳 3	カ月		1	9年	27	カ月

(注) 当社の従業員は、全員グループ会社からの出向者です。

# 1-7 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社横河ブリッジ	350百万円	100%	鋼 構 造 物 製 造 業
株式会社横河システム建築	450百万円	100%	建 設 業
株式会社横河住金ブリッジ	499百万円	60%	鋼 構 造 物 製 造 業
株式会社楢崎製作所	350百万円	85%	鋼構造物製造業
株式会社横河技術情報	300百万円	100%	システムサービス業
株式会社横河ニューライフ	30百万円	100%	不 動 産 管 理 事 業

# 1-8 主要な借入先及び借入額(平成29年3月31日現在)

	借				Ī	Λ.				先		借	入	額
株	式		会	社	J	<b>'</b>	ず	13	Ę	銀	行		6,868百	万円
三	井	住	友	信	託	銀	行	株	式	会	社		1,500百	万円
株	式	会	社	三	菱	東	京	U	FЈ	銀	行		1,200百	万円
株	式	숲	2	社	三	井	住	Ξ ;	友	銀	行		1,600百	万円

# 2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

180,000,000株

(2) 発行済株式の総数

45,564,802株

(3) 株主数

5,789名

(4) 大株主(上位10名)

	株		Ė	=======================================		名		持 株 数	持株比率
日本	トラスラ	ティ・サ	ービス信	言託銀行	株式会社	: (信託	口)	2,469千株	5. 96%
横	河	電	機	株	式	会	社	2,234千株	5. 39%
新	目	鐵	住 🕏	<b>大</b> 株	式	会	社	1,987千株	4.80%
日本	マスタ	ートラ	スト信託	<b>£銀行株</b>	式会社	(信託	□)	1,795千株	4. 33%
株	式	会	社	y ず	ほ	銀	行	890千株	2. 15%
D F A	INTL	S M A	L L C A	P V A L	UE PO	RTF0	LIO	865千株	2.09%
日本	トラステ	・ィ・サ	ービス信	託銀行树	k式会社	(信託	⊐9)	731千株	1.76%
日本	トラステ	・ィ・サ	ービス信	託銀行树	k式会社	(信託	⊐5)	676千株	1.63%
住	友	不	動産	全 株	式	会	社	674千株	1.62%
資産?	管理サー	- ビス信	託銀行校	k式会社	(証券技	資信託	日)	635千株	1.53%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,167,247株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# 3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成29年3月31日現在)

丑	1	4	Ż	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉	田		明	取締役会長 (代表取締役)	_
藤	井	久	司	取締役社長 (代表取締役)	_
髙	木	清	次	取締役社長室長兼総務部長 監査室・情報企画室担当	株式会社横河ニューライフ 代表取締役社長
宮	本	英	典	取締役経理部長	_
名	取		暢	取締役 (非常勤)	株式会社横河ブリッジ 代表取締役社長
大	島	輝	彦	取締役 (非常勤)	株式会社横河システム建築 代表取締役社長
金	子	俊	_	取締役 (非常勤)	株式会社横河技術情報 代表取締役社長
髙	田	和	彦	取締役技術総括室長兼新規事業 開発室長 総合技術研究所担当(非常勤)	株式会社横河ブリッジ 常務取締役
北	田	幹	直	取締役 (非常勤)	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役 双日株式会社 社外監査役
亀	井	泰	憲	取締役 (非常勤)	_
北	爪	恒	平	常勤監査役	_
深	沢		誠	常勤監査役	_
志	マ目	昌	史	監査役	志々目法律事務所 弁護士 澁澤倉庫株式会社 社外監査役

氏	名	地位及び担当	重要な兼職の状況
八木	和則	監査役	JSR株式会社 社外取締役 TDK株式会社 社外監査役 応用地質株式会社 社外取締役
西山	重 良	監査役	株式会社高文 社外監査役 株式会社西日本書庫センター 社外取締役

- (注) 1. 取締役北田幹直氏および亀井泰憲氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役北田幹直氏および亀井泰憲氏ならびに監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
  - 4. 監査役八木和則氏は、長年、横河電機株式会社の経理・経営企画等の業務を担当しており、財務 および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款に基づき、非業務執行取締役である北田幹直、亀井泰憲の2氏および監査役北爪恒平、深沢誠、志々目昌史、八木和則、西山重良の5氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

# (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額			
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	159百万円 (13百万円)			
監 査 役	5名	50百万円			
(うち社外監査役)	(3名)	(15百万円)			
合 計	11名	209百万円			
(うち社外役員)	(5名)	(29百万円)			

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名(うち社外取締役は2名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の非常勤取締役4名が在任しているためであります。
  - 2. 取締役の報酬限度額は平成13年6月28日開催の第137回定時株主総会において年額310百万円以内と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は平成6年6月29日開催の第130回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 上記「報酬等の総額」には、当期において計上した役員退職慰労引当金の繰入額39百万円(取締役6名に対し34百万円、監査役5名に対し5百万円)を含んでおります。

# (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 社外役員の重要な兼職先は11頁から12頁に記載のとおりであります。 なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	11 337 (170)
氏 名	出席・発言状況
取締役 北 田 幹 直	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言を行っております。
取締役 亀 井 泰 憲	平成28年6月29日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な助言、提言を行っております。
監査役 志々目 昌 史	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会15回のうち14回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 八 木 和 則	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回、監査役会15回のうち15回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 西 山 重 良	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち12回、監査役会15回のうち15回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。

# 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 協和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
2	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社の子会社の株式会社横河ブリッジにつきましても、協和監査法人が会計監査人となっております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から示された監査計画の内容、必要とする時間数およびそれらをベースにした会社の報酬額算定についての過年度実績、ならびに他社の実績も参考として慎重に審議した結果、会社の提示する金額は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (4) 非監査業務の内容 該当するものはありません。
- (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号に定める事項に該当し、必要と認められる場合、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が適正に監査業務を遂行するのに重大な支障をきたす事態が発生した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

# 5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

横河ブリッジホールディングスグループ(以下、当社グループといいます)は、「社会公共への奉仕と健全経営」の理念のもと、誠実なモノづくりを行い、良質で安全な社会インフラの整備等を通じて社会に貢献します。また、当社グループが有する豊富な人材と高い技術力を活かし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させることで、ステークホルダーからの信頼を獲得します。さらに、企業活動を進めるにあたっては良き企業市民としての自覚を持ち、法令や社会規範等を遵守するとともに、働く人々が信頼感で結ばれ、安全で安心して生活できる企業づくりに努めます。その実現のため、以下の5点を基本方針として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ①株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- ④取締役会の役割・責務を適切に遂行し、透明かつ機動的な意思決定を行います。
- ⑤当社の長期安定的な成長の方向性を株主と共有して建設的な対話に努めます。
- (2) コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、取締役会、監査役会および会計監査人設置会社であり、当社を持株会社とするホールディングス体制によるグループ経営を行っております。また、社外取締役2名、社外監査役3名が取締役会の意思決定の過程や取締役の職務の執行状況を監督・監査しております。さらに、事業に関することについて、事業会社から重要案件の事前承認や事業の遂行状況の定期的な報告等を受け、事業会社間の調整を行い経営管理することで、グループの発展および企業価値の向上に努めております。

## (取締役会)

当社グループ経営の意思決定のため、取締役会を原則として月1回開催し、当社グループの経営基本方針・計画等の策定および達成状況の評価、事業会社における重要な経営事項、その他業務執行に関する重要事項の審議・決定ならびに各取締役の業務執行の監督を行っております。

取締役のうち4名は事業会社の社長を兼務しております。さらに、当社の取締役でない 事業会社の社長3名も取締役会に出席しております。なお、社外取締役2名は株式会社東 京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

## (常務会)

当社は、業務執行を円滑に行うため、社外取締役を除く取締役、常勤監査役、事業会社の社長で構成される常務会を、原則として月1回開催し、事業会社における重要な経営事項、その他業務執行に関する重要事項について、必要な情報の提供を受けて審議を行って

おります。社外取締役、社外監査役には、常務会の議事録を含む重要な資料を配付し、会 社の現況を確認できるよう、十分な情報を提供しております。

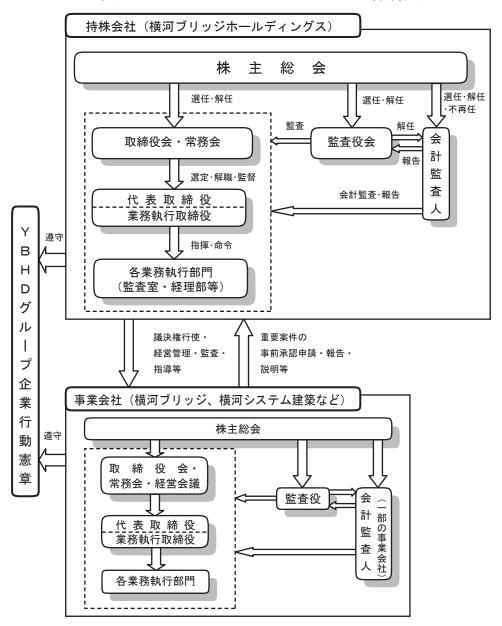
## (監査役会)

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成され原則月1回開催しております。監査役は取締役会、常務会、代表取締役との定期的な意見交換会等の重要な会議に出席する他、内部監査部門である監査室および会計監査人との情報交換を通じて、意思決定の過程を把握し、必要のあるときは意見を述べ、業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けております。なお、社外監査役3名は株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

## (会計監査人)

当社は、会計監査人として協和監査法人を選任し、経営に関する正しい情報を随時提供するとともに、期中を通じて会計監査人による監査を受けております。

# 当社グループのコーポレートガバナンス体制図



## 6. 業務の適正を確保するための体制等の決議の内容および運用状況の概要

#### (1)決議の内容の概要

横河ブリッジホールディングス(以下、YBHDといいます)グループの発展、企業価値および経営品質の向上を目的として、取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制等の内容についての概要は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行にあたって、国内外全ての法令および定款、社内規定、マニュアル等(以下、 社内規定等といいます)を遵守するとともに、企業倫理や社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がける 旨制定した「YBHDグループ企業行動憲章」(以下、企業行動憲章といいます)に基づき業務を適正に行い ます。

取締役は、内部監査部門として設置した監査担当部(以下、監査担当部といいます)に、企業行動憲章遵守の状況について業務監査を行わせます。また、内部通報制度として設置したイエローカードシステムの活用の促進、その充実化を図ります。

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、断固としてこれ を拒否し毅然とした態度で臨みます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録および審議・報告資料その他取締役の職務執行に係る文書および情報等の保存および 管理については、文書規定に基づき適正に行い、また企業秘密および個人情報・個人番号の管理についても 社内規定等に基づき適正に行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動において懸念される事故、法令違反等の諸々の損失の危険の管理について、損失予防および発生時の対応のため、社内規定等を適宜整備し、各部門においてはそれに基づき業務を実行し、また、自主監査を行い、常時損失の予知と予防のための措置をとります。また、損失発生の予防を目的とした各種研修を実施し、さらに、イエローカードシステムにより通報を行うことにより、損失を回避します。

大規模地震・水害等の災害および新型インフルエンザ等感染症の発生に備え策定した事業継続計画に基づき、事前の周到な対策と教育・訓練の実施を図るとともに、発生以降は、本計画に基づき、事業継続に向け、速やかに適切な初動対応と復旧活動を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に開催する取締役会および常務会においては、グループの経営基本方針・計画等の策定および達成 状況の評価、事業会社の重要な経営事項について、必要な情報の提供を受けて審議を行い、適法かつ妥当な 経営判断により決定を行い、また、事業会社の経営状況その他重要事項の報告を受けます。

経営基本方針・計画等の策定にあたっては、コンプライアンス確保、グループを取り巻く事業環境、ならびに、要員、設備および資金等の経営資源の効率的配分等を基本的条件として審議し、その実行状況および設定目標の達成度合を定期的にチェックします。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての使用人は、企業行動憲章に基づき企業活動を行います。また、イエローカードシステムの活用により法令違反、不正等を通報することにより、是正改善措置を行います。

- ⑥次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの業務の適正性確保のため、事業会社の経営管理の基準を定めた事業会社管理規定に基づき、事業会社の主体性に配慮しつつ、事業会社を統括し経営管理を行い、重要案件については事前承認を行い、また、説明・報告等を受けます。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について、当社の内部統制システムの③の「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の各事項を自らに適合する内容をもって定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、実施させます。

ハ, 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について、当社の内部統制システムの④の「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の各事項を自らに適合する内容をもって定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、実施させます。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当社の内部統制システムの①の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および⑤の「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の各事項を自らに適合する内容をもってそれぞれ定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、それぞれ実施させます。

ホ. その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査担当部は、事業会社の企業行動憲章その他社内規定等の遵守状況について、自ら、または事業会 社監査担当部と連携して効率的かつ実効的な監査を実施し、また、監査役は、独自に、または監査担当 部ならびに事業会社の監査役および監査担当部に協力を求め、事業会社の監査を行います。

事業会社におけるイエローカード行為については、監査担当部は、事業会社監査担当部に対し、イエローカードシステム規定により適切な対応・措置を行わせ、その対応・措置について、監査担当部に対し報告させます。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役会直属の独立した組織として設置された監査役会事務局(以下、事務局といいます)に、監査役の職 務を補助し事務局業務を処理する事務局員を所属させており、監査役会議事録作成等の業務や業務監査の補
- ⑧事務局員の取締役からの独立性に関する事項

佐的な職務を行っております。

事務局員が他部門と兼職している場合、当該事務局員が監査役の指揮命令に基づいて職務を行うにあたっては、取締役、所属長等からの介入的指揮命令は受けません。また事務局員の人事異動、評価等人事に関する処遇は、その独立性を考慮し、それぞれの事由により監査役会による同意・意見聴取等を行います。

⑨監査役の事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が事務局員に対し指示を行った場合は、当該事務局員は当該指示に従いこれを確実に実行し、また、当該事務局員は当該指示事項について守秘義務を負います。

- ⑩次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ、業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けます。また、これら重要会議の議事録および審議・報告事項の関係資料を閲覧します。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告する ための体制

監査役は、取締役会、常務会に出席し、事業会社の代表取締役から、当該事業会社に係る業務執行、 財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けます。また、これら重要な会議の議事録およ び審議・報告事項の関係資料を閲覧します。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および事業会社の使用人がイエローカードシステム等により通報を行った場合に、当該通報を行った使用人が不利益な取扱いを受けないよう、イエローカードシステム規定の通報者保護に係る定めに基づき措置します。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費 用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言等を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、これらに係る費用を請求するときは、これを拒むことはしません。

③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は定期的に会合をもち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また 監査担当部、会計監査人および事業会社監査役と定期的に協議をもち、緊密な関係を保っております。

(2) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制等の運用状況についての概要は次のとおりであります。

①取締役および使用人の職務執行の適正その他コンプライアンスに係る取組みの状況

取締役および使用人は、企業行動憲章に基づき、適正に職務を執行しており、監査担当部に、企業行動憲章の遵守等のモニタリングを行わせており、必要があれば改善を進めております。

イエローカードシステムについては、その活用を促進し、また、運用改善を図っており、問題の早期発見 と改善措置に効果を挙げております。

反社会的勢力排除に係る対応は、企業行動憲章および具体的対応を記載した反社会的勢力への対応マニュアルに基づき、不当要求に対しては断固拒否し毅然と対応する体制としており、また、取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の記載を必須のものとしております。

#### ②取締役の職務執行の効率性確保の取組み状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。当事業年度において取締役会は12回開催し、各議案について審議し、報告事項の報告を受け、また、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の効率性は確保されております。

#### ③損失の危険の管理の状況

事業活動において懸念される事故、品質不良、法令違反等の諸々の損失の危険に対しては、取締役会等で適時に予防・改善措置について周知・確認等を行っており、事例発生の報告を受けた場合には再発防止策等について指示徹底を図っております。さらに、YBHDグループ各社全部門が定期的に自らの部門の損失の危険の管理状況を監査する自主監査の実施を通じて、グループ全体として損失の危険の発生予防への取組みを強化しております。

また、災害等発生時の事業継続については、整備した事業継続計画の運用確認・検証の一環として、災害発生時の安否確認システムに係る訓練を適宜実施しております。

#### ④事業会社の経営管理の状況

当社によるグループ各事業会社への経営管理は、その基準を定めた事業会社管理規定に基づき、事業会社を統括し経営管理を行っており、重要案件は事前承認を行い、また、説明・報告等を受けております。

また、各事業会社のコンプライアンスおよび損失の危険の管理等の業務の適正状況に関しても、各社監査 担当部の監査等を通じてモニタリングを行い、必要があれば適宜改善指導を行っております。

#### ⑤監査役監査の実効性確保に係る取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成され、当事業年度において監査役会は15回開催され、経営の適法・適正性、コンプライアンス等に関して幅広く検証、意見交換等を行いました。監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による常務会その他重要会議への出席、ならびに各部門への業務監査等を通じて、業務執行の適法性および内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査担当部、会計監査人および事業会社監査役と定期的に協議をもち、相互の監査状況や結果等について情報提供や意見交換を行うなど緊密な関係を保ち、実効的な監査を行っております。

# YBHDグループ企業行動憲章

#### 第1章総則

#### (目 的)

第1条 横河ブリッジホールディングス(以下YBHDという)グループ企業(以下グループ企業という)は、 創業者横河民輔の理念である「社会公共への奉仕と健全経営」をグループ企業の基本経営理念として継承し、 この憲章を定める(正式名称を、YBHDグループ企業行動憲章という)。グループ企業およびその役員、 従業員、出向者、派遣社員等業務に従事する全ての勤務者は、企業行動を行ううえで、この憲章を遵守し、 社会的責任および公共的使命を常に認識し、かつ高い社会的信用を得るため、国内外全ての法令を遵守する ことはもとより、企業倫理ならびに社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がけなければならない。

#### 第2章 社会との関係

#### (社会への貢献)

第2条 社会の一員として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与する。文化・芸術への支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、良き企業市民として社会的責任を果たす。

#### (寄付行為・政治献金規制)

- 第3条 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守 する。
- 2. 各種献金・寄付の実施については、事前に職務権限規則等社内規定に則って行う。
- 3. 贈賄や違法な政治献金を行わないことはもとより、政治、行政との癒着というような誤解を招きかねない 行動を厳に慎む。

#### ☆公職選挙法、政治資金規正法、刑法

(☆は遵守すべき法律等を示し、法律についてはその関連施行令・施行規則・ガイドライン等を含むものとする。ただし遵守すべき社内規定・マニュアルについては省略する)

#### (反社会的勢力との関係断絶)

- 第4条 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たない。反社会的勢力などからの取引・金銭などの要求は断固として拒否する。
- 2. 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しない。総会屋等に対する利益供与(情報誌購読・広告掲載等を含む)は行わない。

#### ☆会社法

#### (環境保護・資源の保全)

第5条 製品の研究、開発、製造、施工および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、 環境に関する法令等を遵守するとともに、自然保護や資源の保全に取り組み、また公害防止、省エネルギー に配慮し事業を行う。

- 2. 環境保護意識の向上を図り、健全な物質循環社会の実現に向け、環境保護活動に積極的に参加する。
- ☆環境基本法、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法
- ☆循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 る法律

(安全保障貿易管理と輸出入関連法令の遵守)

- 第6条 国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる軍事関連技術の輸出を行わず、全ての輸出取引に関して取引先の概要および事業内容を十分に確認し、輸出貨物・技術が大量破壊兵器の開発・製造に用いられないことを確認する。
- 2. 製品の輸出入にあたっては、関係法令に従って適切な輸出入通関手続きを行うとともに、輸出入禁制品の輸出入は行わない。
- ☆輸出入貿易管理令

#### 第3章 顧客、取引先との関係

### (製品、工事の安全)

- 第7条 製品の製造、工事施工等にあたっては、常に安全性に留意して行動することとし、製品、工事の安全 に関する法律および安全基準を十分理解し遵守するとともに、安全衛生管理の徹底を図り、特に工事現場に おいては安全を最優先に無事故、無災害を期して施工を行う。
- 2. 製品、工事の安全性に関する問題、事故等の情報を入手した場合は直ちに事実関係を確認するとともに、判明した事柄について、グループ企業危機管理マニュアルに基づき、関係部門に迅速かつ確実に連絡し、適切な対応をとる。
- ☆労働安全衛生法、製造物責任法

(公正で自由な競争)

- 第8条 いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違 反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行う。
- 2. 同業者間や業界団体において価格、数量、生産設備等についての協議、取決めを行ったり、入札談合を行っなど不当な取引制限を行わない。
- ☆独占禁止法、独占禁止法遵守の手引き

(建設業関係法の遵守)

- 第9条 建設工事の受注に際しては適正な契約を書面により締結し、契約後は契約条項を誠実に履行し、発注 者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設工事を施工する。
- 2. 契約後は代金の回収を確実に行い、また契約相手先の信用管理に注意を払い、不良債権発生の防止に努める。
- 3. 建設業法その他事業に係わる関係業法に規定する許認可の取得および届出等の手続を確実に実施する。
- 4. 業務受託等建設工事以外の受注についても前3項に準じて遵守する。
- ☆建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(購入先との適正取引、発注関係法の遵守)

- 第10条 購入先、発注先との取引においては、相互の地位、権利、利益を尊重し、法令や正しい商慣習に則り、公平かつ公正な契約を締結することとし、特に複数の購入先、発注先の中から適格者を選定する場合には、品質、価格、納期、技術力、安定供給等諸条件を公平に比較、評価し最適な取引先を決定する。特定の業者に有利な待遇を与えるため何人も影響力を行使しない。
- 2. 製造委託、修理委託、情報成果物の作成、役務の提供等の発注先に対して、支払遅延等の行為を行わないよう注意し契約、取引を行う。

☆下請代金支払遅延等防止法

(不正競争の防止、適正な広告宣伝)

- 第11条 不正な手段により他者の営業秘密を取得せず、使用しない。また不正な行為により取得されたものであることを知って他者の営業秘密を取得せず、使用しない。
- 2. 広告宣伝活動にあたっては、虚偽や誇大な表現を排除するとともに、社会的差別や人権侵害にあたらないように行うこととし、また他人の商品または営業と混同を生じせしめるような広告、表示は一切使用しない。
- 3. ホームページ、カタログ・パンフレット類、新聞・雑誌広告などの広告宣伝物の作成にあたっては、前項 について注意を払って作成することとし、その内容について十分審査した後、発行、掲載する。

☆不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法

(接待、贈答)

第12条 公務員またはこれに準ずる者に対する接待、贈答は行わない。

2. 顧客や取引先に関して接待、贈答を行うこともしくは受けることは極力避けることとするが、やむを得ない場合は、一般社会的な常識の範囲内とする。

☆刑法

## 第4章 株主、投資家との関係

(情報の開示、取扱)

- 第13条 株主、投資家等に対して、グループ企業の財務内容、事業活動状況等の経営情報を適時適正に開示する。
- 2. 未公表の企業情報は外部漏洩しないよう厳正に管理するとともに、業務遂行上内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、株式、社債等有価証券の売買はしない。
- ☆金融商品取引法、東京証券取引所会社情報適時開示規則

## 第5章 従業員等との関係

(人権尊重、差別禁止)

- 第14条 従業員一人一人の人権を尊重するとともに、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴その他業務を進めるうえで関係のない非合理的な理由で差別は行わない。
- 2. 業務上において暴力、罵声、誹謗中傷、威迫等による強制、いじめその他人権侵害は行わない。
- 3. イエローカードシステム規定の施行にあたっては、通報者および被通報者の人権その他諸権利の保護を図る。

(セクシュアルハラスメントの防止)

第15条 性的嫌がらせ、他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為、相手に不快感を与える性的な言動や行為は行わない。

☆男女雇用機会均等法

(マタニティハラスメント等の防止)

第15条の2 妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益な取扱い等、職場環境(就業環境)を害する言動や行為は行わない。

☆男女雇用機会均等法

☆育児介護休業法

(個人情報の保護管理)

第16条 業務上知りえた役員、従業員等社内および社外関係者の個人情報については、業務目的のみに使用し、 外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理する。

☆個人情報保護法

☆マイナンバー法

(労働関係法の遵守、職場の安全衛生)

第17条 労働関係法を遵守し、勤務日や勤務時間などの管理を徹底し、適切な労務管理を行う。過重労働、強制残業などは一切行わない。

2. 職場の整理、整頓に努め、清潔さを保ち快適な職場環境を維持することに努め、従業員就業規則における安全衛生および防災の各条項を遵守し、社員の安全衛生と心身の健康増進を図る。

☆労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、健康増進法、消防法

## 第6章 会社財産との関係

## (適正な会計処理)

第18条 会計帳簿への記載や伝票の記入にあたっては、関係法令や社内規定に従って正確に記載し、虚偽または架空の記載をしたり、簿外の資産、負債等の構築はしない。

2. 不透明な金銭出納の排除を徹底するために、証拠書類、説明書類等の完備、社内監査体制の充実等に努める。

☆会社法、税法、金融商品取引法

(企業秘密の管理)

第19条 企業秘密(他社を含む)は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的に使用しない。

- 2. 企業秘密を社外に提供する場合は、秘密保持契約を結ぶなど予期せぬ漏洩の防止に備える。
- 3. 他社の企業秘密を盗用したり、他社から許された目的以外には使用しない。
- 4. 退職後も、会社および社外から入手した企業秘密を漏洩したり、いかなる目的にも使用しない。

☆不正競争防止法

#### (会社資産の適切使用)

第20条 会社の資産は、効率的に使用するとともに保護に努め、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱い、個人的な目的で会社の資産や金員を使用しない。

#### ☆刑法

#### (情報システムの管理)

- 第21条 会社の情報システム構築の際には、情報システムの安全確保のため必要な措置を行うこととし、外部からの不正侵入やウィルス混入の防止策を講ずる。
- 2. 不正侵入が発生した場合には、情報資産および社外への被害拡大の防止や情報システムの復旧等に必要な措置を迅速に実施し、再発防止策を講ずる。
- 3. 他人のIDやパスワードを盗用したり、他人のコンピュータシステムに不正に侵入したりしない。
- 4. 会社の情報システムに関わる I Dやパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぐとともに、情報資産の廃棄にあたっては復元できないよう十分な措置を講ずる。
- 5. 会社の情報システムは業務のためにのみ使用し、個人的な目的のために使用しない。

☆刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律

#### (知的財産権の保護)

- 第22条 会社の知的財産権は、会社の重要な資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努める。 創作、技術開発による発明等については、速やかに特許等の出願を行い、また会社の知的財産権に対する侵害の排除に努め、権利の保全を図る。
- 2. 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為をせず、他者の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しない。
- ☆特許・意匠・商標法等の産業財産権関係法、著作権法

#### 第7章 実効的措置

#### (契約の締結および管理)

- 第23条 この憲章各章に規定する企業行動は、契約の締結をもって行うことを基本とする。締結される全ての 対外的な契約については、グループ企業社内部門は必ず事前に、契約の目的、内容、条件などの要旨および その付属資料など(以下契約関係資料という)を準備し、契約締結に至るまでの審査時間を十分確保のうえ、 グループ企業監査担当部に契約関係資料を提出し審査を依頼する。
- 2. グループ企業監査担当部は、契約関係資料を十分審査し、必要な場合はYBHD監査室および顧問弁護士と連携し、調整のうえ成案を得た後、依頼部門に提示する。
- 3. 依頼部門は、成案をベースに契約交渉を行い、確実に契約を締結し、契約書は当該部門にて管理する。 (関連規定・制度の整備)

第24条 この憲章各条項を実現するため、必要な規定・制度は速やかに制定・整備する。

2. この憲章ならびに関連規定が遵守されているか、常に監視するため、必要なシステムを構築する。 (通報、是正等)

第25条 この憲章の内容や解釈に関しての問合せ窓口はグループ企業監査担当部とする。

- 2. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為については、これを隠蔽してはならず、発見した場合は自ら行った場合を問わず、イエローカードシステム規定により、速やかに通報する。
- 3. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為があった場合は、グループ企業監査担当部およびYBHD監査室が中心となって速やかに是正、改善措置を行う。

### (罰 則)

第26条 この憲章に違反した者やこの憲章の違反を放置した者については、会社法その他法令、従業員就業規 則等に基づき措置する。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

	資		産			の部		負		債	į	の		部
流	動	資	産			87, 740	流	動	負	債				37, 199
	現	金	預	i .	金	16, 477		支払手	形及	び工事	未払金等			17,062
									期	借	入 金			4,800
	受取-	手形及び	完成工事	未収入金	等	64, 772		1年	为償;	置予 5	どの社債			100
	有	価	証	E :	券	664				定の長	長期借入金			532
	た				77:	1 001		未払			税等			1,767
	/=	な	卸	資	産	1,001		未成		事受				2, 699
	繰	延利	兑 金	資	産	3, 602		工事	121	失引				4, 395
	そ		の		他	1, 228		- 1	与 関 連	引損失	当金引当金			2, 056 1, 650
		Irol						尹 収 一 そ の		りの引				1, 650
	貸	倒	引	当	金	$\triangle 6$		そのそ	TE	の の	1 ヨ 筮 他			2, 067
固	定	資	産			40, 415	固	定	負	債	lie			21, 099
有	形	固分	E資	産		19, 380		社	-		債			2, 450
"				t	44			長 5	期	借	入 金			6, 136
	建	物及	び構	事 築	物	6, 069		繰 延	€ 税	金	負 債			2, 165
	機材	或装置	置及び	運搬	具	2, 645		再評価	に係	る繰延	税金負債			70
	土				地	9, 531		役員:						716
			<b>,</b>						給付		る負債			9, 197
	建	設	仮	勘	定	855		そ		の	他			362
	そ		$\mathcal{O}$		他	278	賃	-	債	合_	計			58, 298
無	形	固分	E 資 )	産		993	144	純	1/107	資	産	O.	)	部 070
711		ши		_			株	主次	資	本	Δ.			62, 870
	ソ	フ	トゥ	エ	ア	917		資資	本	本剰	金 余 金			9, 435 10, 089
	そ		$\mathcal{O}$		他	75			益	剰	余 金			46, 858
<b>+</b> л	, 洛 2	上の出	の資	<del>*</del>		20, 042		自		杉				$\triangle 3,513$
17				生			<b>2</b> 0.	し )他の包持			, ,			5, 443
	投	資 7	有 価	証	券	16, 807					価差額金			5, 367
	関	係	会 社	株	式	171		土 地	再言	平価	差額金			159
	繰	延利	兑 金	資	産	2, 686					整累計額			$\triangle 84$
		<b>严</b> 1	兀 並					支配标						1, 544
	そ		の		他	376	糸							69, 857
資		産	合	計		128, 156	負	負債及	び糸	电資质	全合 計			128, 156

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

売 上	高		113, 461
元 上 原	価		97, 721
一	益		15, 740
販売費及び一般管理	費		7, 719
営業利			8, 020
営業外収	_ <del></del> 益		416
受取利息・配当	金	294	
受取保険金及び配当	金	51	
ج	他	71	
営業外費	用		305
支 払 利	息	88	
コミットメントフィ	_	24	
団 体 定 期 保 険	料	69	
前受金保証	料	49	
為	損	43	
そのの	他	31	
経 常 利	益		8, 131
特 別 利	益		2, 387
固 定 資 産 売 却	益	1,727	
投 資 有 価 証 券 売 却	益	660	
特 別 損	失		4, 311
固 定 資 産 処 分	損	97	
事 故 関 連 損	失	4, 213	
その	他	0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		6, 208
法人税、住民税及び事業	税		2, 945
法 人 税 等 調 整	額		△1,393
当 期 純 利	益		4, 656
非支配株主に帰属する当期純利	益		351
親会社株主に帰属する当期純利	益		4, 304

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

/ 27	4 /		_	_	$\Box$	
( 🖽	コイ\ /	•		$\vdash$	円)	١
(肖	(位)		$\Box$	//	円)	

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	9, 435	10, 089	44, 399	△2, 731	61, 192		
会計方針の変更による 累積 的 影 響 額			4		4		
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	9, 435	10, 089	44, 403	△2, 731	61, 197		
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当			△671		△671		
親会社株主に帰属する当期純利益			4, 304		4, 304		
自己株式の取得				△782	△782		
自己株式の処分		0		0	0		
土地再評価差額金の取崩			△1, 177		△1, 177		
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 ( 純 額 )							
当連結会計年度変動額合計	_	0	2, 454	△782	1, 672		
当連結会計年度末残高	9, 435	10, 089	46, 858	△3, 513	62, 870		

		その他の包持	非支配株主			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	4, 114	△947	_	3, 166	1, 194	65, 553
会計方針の変更による 累積 的 影響 額					0	5
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	4, 114	△947	_	3, 166	1, 194	65, 559
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△671
親会社株主に帰属する当期純利益						4, 304
自己株式の取得						△782
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						△1, 177
株主資本以外の項目の当連結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	1, 252	1, 107	△84	2, 276	349	2, 625
当連結会計年度変動額合計	1, 252	1, 107	△84	2, 276	349	4, 298
当連結会計年度末残高	5, 367	159	△84	5, 443	1, 544	69, 857

# 連結注記表

#### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲
  - (1) 連結子会社 6社

㈱横河ブリッジ、㈱横河システム建築、㈱横河住金ブリッジ、㈱楢崎製作所、㈱横河技術情報、㈱横河ニューライフ

(2) 非連結子会社 4 社

済南益速鋼結構設計有限公司他3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および 利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用
  - (1) 持分法適用関連会社 1社

㈱ワイ・シー・イー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 4社

済南益速鋼結構設計有限公司他3社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しておりませ

- 3. 会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
    - ①子会社株式および関連会社株式…………… 原価法・移動平均法
    - ②その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法に

より処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………………………………………原価法・移動平均法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①未成工事支出金及び仕掛品………… 個別法による原価法

②原材料及び貯蔵品・・・・・・・・・・連結子会社の㈱横河ブリッジ、㈱横河住金ブリッジ、㈱楢崎製作所および

㈱横河技術情報

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法による算定)

連結子会社の㈱横河システム建築

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法による算定)

- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産

平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法、それ以外は定率法

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年内)に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェアは、残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上する方法

その他は定額法

- (4) 引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金は、営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②賞与引当金は、従業員に対する賞与金の支給に備えるため、支給額を見積り当連結会計年度の負担に属する額を計上しております
  - ③工事損失引当金は、受注工事の将来の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降の損失発生が確実であり、かつ損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。

- ④役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく当連結会計年度末要支給 額の総額を計上しております。
- ⑤事故関連損失引当金は、平成28年4月22日に発生した橋桁落下事故に関連する損失のうち、翌期以降に発生が見込まれる金額を計上しております。
- (5) 収益および費用の計上基準

工事契約に係る売上高および売上原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (6) ヘッジ会計の方法
  - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段・・・金利スワップ
  - ヘッジ対象・・・長期借入金の利息
- ③ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

- ④ヘッジの有効性評価の方法
  - 金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①繰延資産の処理方法

社債発行費・・・支出時に全額費用として処理しております。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。また、連結子会社の㈱横河住金ブリッジ、㈱横河技術情報および㈱楢崎製作所は小規模企業等における簡便法を採用しております。

数理計算上の差異は、連結子会社㈱横河ブリッジおよび㈱横河システム建築はその発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数 (1年) による定額法により費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産および繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が5百万円、利益剰余金が4百万円増加し、非支配株主持分が0百万円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ11百万円増加しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

28,927百万円

2. たな卸資産の内訳は次のとおりです。

未成工事支出金及び仕掛品 原材料及び貯蔵品 112百万円 888百万円 3. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン 契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額 借入実行残高 4,800百万円 差引額

14,200百万円

#### (連結損益計算書に関する注記)

- 1. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は573百万円であります。
- 2. 事故関連損失

平成28年4月22日に発生した橋桁落下事故に伴う損失見込額(落下桁の撤去費用、国道の復旧費用、橋桁の再製作費用、橋桁 の再架設費用、被災された方々への補償、国道通行止めに起因する補償など)を特別損失に計上しております。

なお、事故に関連する受取保険金は、現時点において確定していないため、計上しておりません。

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	45, 564	_	_	45, 564
計	45, 564	_	_	45, 564
自己株式				
普通株式	3, 566	600	0	4, 167
計	3, 566	600	0	4, 167

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加600千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加600千株、単元未満株式の買取り による増加0千株であります。また、減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。
- 2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	335百万円	8.00円	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	335百万円	8.00円	平成28年9月30日	平成28年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	331百万円	利益剰余金	8.00円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

#### (金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用要領等に則り、短期運用を中心に、元本の安全性、リスク分散を考慮した運 用を行うこととし、また資金調達については銀行借入および社債発行による方針であります。また、デリバティブ取引は、借 入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社の債権管理規定等に従い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価等を把握するなどの方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、短期借入金は、主に 営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務、社債および借入金は、流動性リスクに晒されていますが、グループ各社からの報告に基づき適時に資金繰 計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

長期借入金については、借入金利の変動リスクを回避するため、固定金利による借入れならびに金利スワップ取引による固定化を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

			(十四・ログロ)
	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金預金	16, 477	16, 477	_
(2)受取手形及び完成工事未収入金等	64, 772	64, 772	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17, 185	17, 185	_
(4) 支払手形及び工事未払金等	(17, 062)	(17, 062)	_
(5) 短期借入金	(4, 800)	(4, 800)	_
(6) 一年内償還予定の社債及び社債	(2, 550)	(2, 550)	_
(7) 一年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	(6, 668)	(6, 669)	(1)
(8) デリバティブ取引	_	_	_

(単位:百万円)

- (※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
  - (1) 現金預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び完成工事未収入金等

これらはそのほとんどが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金、(6) 一年内償還予定の社債及び社債、(7) 一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金ならびに(8) デリバティブ取引

短期借入金、一年内償還予定の社債及び社債、一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の借入または社債発行を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

なお、金利スワップ取引は、特例処理を採用し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額285百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### (賃貸等不動産に関する注記)

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
  - 当社および一部の子会社では、東京都その他の地域に賃貸用の建物(土地を含む)を有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

	(
連結貸借対照表計上額	時価
2, 123	7, 522

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度の主な減少は、横河西巣鴨ビルを売却したことによります。
- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たりの純資産額
- 2. 1株当たりの当期純利益

1,650円17銭 102円98銭

(注) 事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載した金額、株式数については、記載桁未満を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

	資		産			の部		負		債	Į	の	部
流	動	資	産			21, 308	流	動	負	債			5, 904
現	- 2	金	刋	Ę	金	10, 874		短	期	借	入 金		4,800
売		ŧ	卦		金	112					どの社債		100
有	1	洒	誼	E	券	654			]返済う		長期借入金		532
短	期	1	資	付	金	8, 246		未		払	金		117
未	J	仅	フ		金	40		未 扌 そ	仏 法		税等		289
繰		税	金	資	産	40	固	セ 定	負	の <b>債</b>	他		65 <b>9</b> , <b>139</b>
そ	. –		カ		他	1, 338		社	貝	]貝	債		2, 450
固	定	資	産			38, 432		長	期	借	入金		6, 136
	た 形 固	定		産		10, 766					引当金		259
			構	築	物	2, 682		預	ŋ	保	証 金		293
機			運	搬	具	108	負	Ĺ	債	合	計		15, 043
工		器	具	備	品品	68		純		資	産	の	部
		台户	*	VĦ			株	主	資	本			39, 583
土		,	_	441	地上	7, 122	資		本		金		9, 435
建			反	勘	定	785	資	本	剰	余	金		10, 081
	形固	定		産		80		資	本	準	備 金		9, 142
ソ	フ	F	ウ	工	ア	28		その			剰余金		939
そ		C	カ		他	51	利		剰	余	金		23, 579
投資その他の資産						27, 585		利	益	準	備 金		960
投	資	有	価	証	券	16, 212		その	他利		剰余金		22, 619
関	係	会	社	株	式	9, 040		圧	縮	積	立金		14
長	期	1	資	付	金	9		別	途	積	立金		18, 500
関	係会				· 金	200		.,.,.	越利		剰余金		4, 105
繰		税	金	資	産	1, 863	自				式		△3, 513
長		前	払	費	用用	0				語 等 評価差額	百全		5, 114 5, 114
R			14 D	貝	他	259	純						44, 697
資			// 合	=	11L 	59, 740					全合計		59, 740
只	注		н		11	00, 140	5	、良り	· O· /h	し 只 た	- H III		00, 140

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

売			上			高		2, 699
売		上		原		価		918
	売	上	総	利		益		1, 781
販	売	費及	₩ —	般管	理	費		1, 130
	営	業		利		益		650
営		業	外	収		益		408
	受	取 利	息 •	西己	当	金	397	
	そ		$\mathcal{O}$			他	11	
営		業	外	費		用		134
	支	払		利		息	67	
	社	債		利		息	21	
	J 3	ミット	メン	トフ	イ	_	24	
	そ		$\mathcal{O}$			他	21	
	経	常		利		益		925
特		別		利		益		660
	投	資 有 何	西 証	券 売	却	益	660	
特		別		損		失		25
	固	定資	産	処	分	損	25	
	そ		Ø			他	0	
税	引	前	当 期	純	利	益		1, 559
法	人移	总、住	民 税	及び事	業	税		360
法	人	税	等	調	整	額		$\triangle 2$
当		期	純	利		益		1, 202

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

						株主資本						評価・換算 差額等		
		資本剰余金			利益剰余金							"	 	
	資本金	資本金	資末	その他資末	資太到全全	刊光	その他利益剰余金			利益剰余自己株式	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券	純資産 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	金合計			評価差額金		
当 期 首 残 高	9, 435	9, 142	939	10, 081	960	15	18, 500	3, 573	23, 049	△2, 731	39, 835	3, 842	43, 677	
当期変動額														
圧縮積立金の取崩						△1		1	_		-		_	
剰余金の配当								△671	△671		△671		△671	
当期純利益								1, 202	1, 202		1, 202		1, 202	
自己株式の取得										△782	△782		△782	
自己株式の処分			0	0						0	0		0	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 ( 純 額 )												1, 272	1, 272	
当期変動額合計	_	_	0	0	ı	Δ1		531	530	△782	△251	1, 272	1, 020	
当期末残高	9, 435	9, 142	939	10, 081	960	14	18, 500	4, 105	23, 579	△3, 513	39, 583	5, 114	44, 697	

## 個 別 注 記 表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式および関連会社株式……………… 原価法・移動平均法
  - (2) その他有価証券

②時価のないもの………………………………………… 原価法・移動平均法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法、それ以外は定率法

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間 (3年) に基づく定額法

その他は定額法

3. 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく期末要支給額の総額を計上しております。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費・・・支出時に全額費用として処理しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ3百万円増加しております。

#### (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,543百万円

2. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン 契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額 19,000百万円

借入実行残高 4,800百万円

差引額 14,200百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権9,527百万円短期金銭債務70百万円長期金銭債権200百万円

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 1,981百万円 営業費用 288百万円 営業取引以外の取引高 1,552百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式

4,167千株

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 繰延税金資産(流動)

未払事業税33百万円その他有価証券評価差額5百万円その他0百万円繰延税金資産(流動)合計40百万円

2. 繰延税金資産(固定)

役員退職慰労引当金 79百万円 投資有価証券評価捐 286百万円 会員権評価損 88百万円 固定資産減損損失 135百万円 子会社株式 4,080百万円 その他 23百万円 計 4,693百万円 評価性引当額 △561百万円 4,132百万円 繰延税金資産 (固定) 合計

3. 繰延税金負債(固定)

繰延税金負債(固定)合計 △2,268百万円 4.繰延税金資産(固定)の純額 1,863百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					不動産の賃貸(注1)	360		
子会社	㈱横河ブリッジ	350	(所有) 直接100%	土地・建物の賃貸、事業 の経営管理、運転資金の	事業の経営管理(注2)	552		
丁云江	(株)独刊フリック	350	旦1女100 /6	貸付	運転資金の貸付(注3)	3, 882	短期貸付金	4, 029
					貸付金利息 (注3)	57		
					不動産の賃貸(注1)	74		
子会社	㈱横河システム 建築	450	(所有) 直接100%	土地の賃貸、事業の経営	事業の経営管理(注2)	192		
					資金の代理運用(注5)	1,590	_	_
				運転資金の貸付 手形の買取	運転資金の貸付(注3)	3, 419	短期貸付金	4, 177
子会社	㈱横河住金ブリ   ッジ	499	(所有) 直接60%		貸付金利息 (注3)	50		
					手形の買取 (注6)	1, 154	営業外受取手形	1, 154
					運転資金の貸付(注3)	619	短期貸付金	40
子会社	㈱楢崎製作所	350	(所有) 直接85%	運転資金の貸付   設備投資資金の貸付	設備投資資金の貸付	200	関係会社長期貸付金	200
					(注4)			
子会社	㈱横河ニューラ イフ	30	(所有) 直接100%	不動産の管理	不動産の管理業務(注1)	235	未払金	66

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。
- (注3) 運転資金の貸付金利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 設備投資資金の貸付金利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 資金の代理運用利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 受取手形の裏書譲渡を受けております。
- (注7) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たりの純資産額
- 2. 1株当たりの当期純利益

- 1,079円72銭
  - 28円76銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取 締 役 会 御中

協和監査法人

業務執行社員 公認会計士 坂 本 雄 毅 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取 締 役 会 御中

協和監査法人

業務執行社員 公認会計士 坂 本 雄 毅 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作 成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取 締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しまし
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説 明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取 締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及 びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につ いて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を 表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行 われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本 等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告 の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
  - 会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社横河ブリッジホールディングス 監査役会

> 常勤監查役 北 爪 平印 常勤監査役 深 沢 誠印 社外監査役 志々目 史 印 則印 社外監査役 八 木 和

良 (FI)

社外監査役 西 Ш 重

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要施策の一つとして認識し、業績ならびに今後の事業展開に伴う資金需要などを総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針を継続して、1株につき8円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき8円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は 1株につき16円となります。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、331,180,440円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成29年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役金子俊一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ こ ばやし あきら 小 林 明 (昭和34年10月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年6月 株式会社横河技術情報ソリューションサービス部長 19年10月 株式会社横河ニューライフ情報グループ部長 21年4月 同社情報システム部長 22年10月 同社理事情報システム部長 26年6月 同社取締役情報システム部長 28年6月 株式会社横河技術情報取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社横河技術情報代表取締役社長 就任予定	5, 404株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
  - 2. 候補者小林明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 候補者小林明氏は、金子俊一氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の 定めに従い、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役深沢誠氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任を お願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案の本総会への提出につきましては、監 査役会の同意を得ております。

氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ ab ab a	昭和55年4月 当社入社 平成15年10月 株式会社横河システム建築生産情報部長 17年4月 同社設計部長 19年10月 同社生産情報部長 21年4月 同社監査室長 23年6月 同社監査役 現在に至る	16, 800株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
  - 2. 候補者荒渡薫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 候補者荒渡薫氏が監査役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を辞任される深沢誠氏に対し、在任中の功労に報いるため、 当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的 金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任いただきたく存じます。 退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略    歷
ふか ざわ まこと	平成23年6月 常勤監査役
深 沢 誠	現在に至る

以上

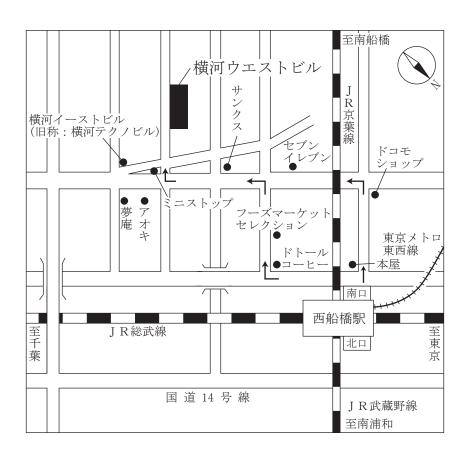
メ	Ŧ	欄	

メ	Ŧ	欄	

メ	Ŧ	欄	

## 株主総会会場ご案内図

住所 千葉県船橋市山野町47番地1 横河ウエストビル 4階会議室



## ●最寄駅

JR (総武線、武蔵野線、京葉線) 東京メトロ東西線 東葉高速線

西船橋駅下車 南口(山野町方面) に出て徒歩約10分